上場株式等の国税と異なる申告について(ご案内)

【上場株式等に係る課税方式】

申告者の自己責任のもとに、住民税(市・県民税)において国税と異なる 課税方式を選択することができます。

所得区分		選択できる住民税の課税方式
上場株式等	所得税 15.315%・住民税 5%が	□申告不要制度□総合課税
の配当所得	天引きされている	口申告分離課税
	所得税 20.42%を源泉徴収	口総合課税のみ
	所得税 15.315%・住民税 5%が	□申告不要制度
上場株式等	天引きされている	口申告分離課税
の譲渡所得	源泉徴収なし ※簡易口座,一般口座等	□申告分離課税
特定公社債	所得税 15.315%・住民税 5%が	□申告不要制度
等の利子	天引きされている	口申告分離課税

≪参考≫

★申告不要制度

特別徴収(天引き)された住民税により課税が完結します。配当等の所得金額は合計所得金額などには含まれませんが、特別徴収税額の控除や還付を受けることができません。

★総合課税

住民税の税率は 10%です。国内の法人から受ける剰余金の配当等については配当控除が適用されます。また、特別徴収税額の控除や還付を受けることができます。

★ 申告分離課税

住民税の税率は5%です。特別徴収税額の控除や還付を受けることができます。

【注意事項】

- ① 国税と異なる課税方式を選択する場合は、住民税の納税通知書が送達されるまでに申告書を提出する必要があります。
- ② 一度選択した課税方式を期限後に変更することはできません。

- ③ 書類不備などにより所得区分が判断できない場合、確定申告の内容で課税することがあります。
- ④ 令和3年分確定申告書から第2表の住民税に関する事項に「特定配当等 (・特定株式等譲渡所得)の全部の申告不要」欄が設けられるようにな りました。特別徴収された特定配当等の額及び特別徴収された特定株式 等譲渡所得金額のみであり、住民税ですべて申告不要を選択する場合は、 「特定配当等(・特定株式等譲渡所得)の全部の申告不要」欄に〇を記 入してください。その場合は本申告書の提出は不要です。
 - ※税務署に提出した資料を確認した結果、申告不要制度を利用できないものが含まれていることが判明した場合は、〇があっても申告不要制度が適用されない場合があります。また税務署に資料を提出していない場合は、直接ご連絡して、提出を依頼する場合があります。
 - ※住民税ですべてを申告不要とする以外で、所得税と異なる課税方法を 選択する場合(一部のみ申告する等)は、本申告書の提出が必要です。